

義務付け・枠付けの第4次見直しについて

平成25年3月12日
内閣府地方分権改革推進室

1. 経緯

◇地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、対象となる約4千条項について順次見直しを実施しているところであるが、このたび第4次の見直しの項目が取りまとまったことから閣議決定を行うもの。

- (参考)・第1次見直し―「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)、第1次一括法(平成23年4月成立)
・第2次見直し―「地域主権戦略大綱」(平成22年6月閣議決定)、第2次一括法(平成23年8月成立)
・第3次見直し―「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月閣議決定)、第3次一括法案(衆議院解散に伴い廃案)

2. 第4次見直しの概要とその主な例

地方からの地域の実情に即した具体的な提案(基礎自治体への権限移譲を含む。)を受けて、57項目について見直しを実施。
見直し事項の主な例については以下のとおり。

(1) 義務付け・枠付けの見直し

- ・地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止
- ・地方独立行政法人の合併手続の円滑化
- ・介護保険の要介護認定調査を法人に委託する際の市町村公示義務の廃止
- ・都市計画区域の区域区分の指定都市における義務付けの見直し
- ・鳥獣保護区における特別保護地区の再指定等に係る環境大臣への協議の廃止(届出化)
- ・国の手続の標準処理期間の設定等(港湾内の埋立地の権利移転等に係る国土交通大臣の協議等)

(2) 都道府県から基礎自治体への権限移譲

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定権限を指定都市に移譲
- ・市街地再開発事業における事業認可権限等を指定都市に移譲
- ・高度管理医療機器販売業等の許可、管理医療機器販売業等の届出等の権限を保健所設置市及び特別区に移譲

(3) その他

- ・建設業や福祉施設等の許認可における法律又は条例上の取消基準(欠格要件)に暴力団を追加できるように対応

3. 今後の取組

◇法律改正に係る事項については基本的に、廃案となった第3次一括法案に盛り込まれた事項と併せ、一括法案を今国会(4月上～中旬)に提出する予定。